

## 第3章 学 校 教 育 総 論

### 第 1 節 指 導 目 標

#### 1 平成 19 年度学校教育について

学校教育は、児童生徒が生涯にわたり、人間としての成長と発達を続けていく基盤となる力を養うとともに、国家及び社会の有為な形成者としての資質の育成を目標とするものである。

各学校においては、児童生徒のすぐれた個性を伸ばし、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るとともに、自他の敬愛と協力により、人間と自然とが共生する創造的で活力に満ちた社会の発展に尽くす態度を養うことが大切である。

教職員は、教育者としての使命を自覚し、学校教育の目標と学習指導要領の趣旨を十分理解し、校長の指導のもとに一致協力して公教育の推進に努力されるよう期待する。

#### 基本的理念

- 1 いのちを尊び、こころやからだを鍛え、たくましく生きる力を養う。
- 2 自ら学び、深く考え、主体的に行動する力を養う。
- 3 礼節を重んじ、自らを律し、他とともにこころ豊かな生活を築く態度を養う。

## 第 2 節 現 況

1 平成 19 年度学校総覧（高等教育機関を除く）

（学校基本調査 19.5.1 現在）

区分	学校数			学級数	幼児・児童・生徒数			本務教員数			本務職員数
	計	本校	分校		計	男	女	計	男	女	
<b>幼稚園</b>	<b>531</b>	<b>531</b>		<b>4,003</b>	<b>101,599</b>	<b>51,341</b>	<b>50,258</b>	<b>5,632</b>	<b>324</b>	<b>5,308</b>	<b>842</b>
国立	1	1		5	156	77	79	6		6	
市町立	100	100		541	12,579	6,545	6,034	773	21	752	91
私立	430	430		3,457	88,864	44,719	44,145	4,853	303	4,550	751
<b>小学校</b>	<b>987</b>	<b>983</b>	<b>4</b>	<b>15,661</b>	<b>437,862</b>	<b>223,820</b>	<b>214,042</b>	<b>22,205</b>	<b>8,407</b>	<b>13,798</b>	<b>3,502</b>
国立	2	2		42	1,528	774	754	60	49	11	3
市町村立	984	980	4	15,607	435,978	223,046	212,932	22,129	8,350	13,779	3,499
私立	1	1		12	356		356	16	8	8	
<b>中学校</b>	<b>439</b>	<b>436</b>	<b>3</b>	<b>6,428</b>	<b>211,452</b>	<b>108,167</b>	<b>103,285</b>	<b>12,540</b>	<b>7,588</b>	<b>4,952</b>	<b>1,190</b>
国立	3	3		33	1,240	621	619	69	53	16	10
市町村立	414	411	3	6,120	199,950	103,044	96,906	11,982	7,199	4,783	1,131
私立	22	22		275	10,262	4,502	5,760	489	336	153	49
<b>高等学校</b>	<b>226</b>	<b>224</b>	<b>2</b>		<b>187,017</b>	<b>93,746</b>	<b>93,271</b>	<b>12,042</b>	<b>8,844</b>	<b>3,198</b>	<b>2,258</b>
国立	2	2			930	385	545	62	43	19	7
県立	154	152	2	(2,994)	114,121	58,271	55,850	7,830	5,695	2,135	1,585
市立	15	15		(339)	12,908	5,694	7,214	923	619	304	161
私立	55	55			59,058	29,396	29,662	3,227	2,487	740	505
<b>通信制高等学校</b>	<b>6</b>	<b>6</b>			<b>6,726</b>	<b>4,360</b>	<b>2,366</b>	<b>77</b>	<b>63</b>	<b>14</b>	<b>17</b>
県立	2	2			2,835	1,395	1,440	55	46	9	9
私立	4	4			3,891	2,965	926	22	17	5	8
<b>中等教育学校(私立)</b>	<b>1</b>	<b>1</b>		<b>8</b>	<b>240</b>	<b>240</b>		<b>36</b>	<b>29</b>	<b>7</b>	<b>6</b>
<b>特別支援学校</b>	<b>31</b>	<b>30</b>	<b>1</b>	<b>1,299</b>	<b>6,102</b>	<b>3,986</b>	<b>2,116</b>	<b>2,923</b>	<b>1,163</b>	<b>1,760</b>	<b>633</b>
盲学校(県立)	2	2		58	202	113	89	135	67	68	52
聾学校(県立)	5	5		126	535	293	242	279	105	174	91
養護学校	24	23	1	1,115	5,365	3,580	1,785	2,509	991	1,518	490
国立	1	1		9	61	40	21	28	23	5	3
県立	18	17	1	941	4,461	2,982	1,479	2,095	813	1,282	389
市立	5	5		165	843	558	285	386	155	231	98
<b>専修学校</b>	<b>187</b>	<b>187</b>			<b>48,009</b>	<b>23,252</b>	<b>24,757</b>	<b>2,718</b>	<b>1,415</b>	<b>1,303</b>	<b>900</b>
県立	3	3			685	55	630	58	1	57	18
市立	13	13			1,991	244	1,747	203	6	197	45
私立	171	171			45,333	22,953	22,380	2,457	1,408	1,049	837
<b>各種学校(私立)</b>	<b>118</b>	<b>118</b>			<b>13,957</b>	<b>7,869</b>	<b>6,088</b>	<b>776</b>	<b>484</b>	<b>292</b>	<b>314</b>

(注) 1. 高等学校・特別支援学校については、専攻科を含む。ただし、高等学校の学級数は、公立本科のみのものである。

2. 通信制高等学校 6 校の内訳は、独立校 1 校、全・通併置校 3 校、定・通併置校 1 校、全・定・通併置校 1 校である。したがって、併置校 5 校は、高等学校数と重複している。